

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき - 200単位
		要介護3・4・5 (1,411単位)									
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (544単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)									
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (326単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)									
	(2)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)								
		要介護3・4・5 (1,411単位)									
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (527単位)								
		要介護3・4・5 (683単位)									
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (316単位)								
		要介護3・4・5 (410単位)									
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき + 519単位)										
	(2) 特定事業所加算() (1月につき + 421単位)										
	(3) 特定事業所加算() (1月につき + 323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算() (1月につき + 250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算() (1月につき + 200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (+ 450単位)										
	(2) 退院・退所加算()ロ (+ 600単位)										
	(3) 退院・退所加算()イ (+ 600単位)										
	(4) 退院・退所加算()ロ (+ 750単位)										
	(5) 退院・退所加算() (+ 900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+ 400単位)									

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。